

## 第4章 P R T Rの実施に際しての課題の検討

今回のパイロット事業では、平成9年度に実施したパイロット事業の結果及び評価を踏まえ、継続実施による事業者の対応状況等の変化について把握するとともに、実施に際しての課題等について引き続き検討を行った。その結果、今回改善された事項もあったが、さらに課題として残された事項もあった。以下にその概要をまとめる。

### (1) P R T R制度の普及

継続して実施した地域では若干回答率が向上したが、まだ化学物質を取り扱っていると思われる業種においても回答のない事業所が少なくなかった。また、中小規模の企業からの回答率が相変わらず低かった。P R T Rの法制化に伴い、中小企業を中心に事業者への制度の普及が特に必要である。

### (2) 事業者による排出量及び移動量の把握及び報告

継続して実施することにより、事業者の負担感は予想通り軽くなった。今後、MSDSの義務化により成分情報が正しく伝達されるようになれば、さらに排出量等の算定が容易になるであろうと感じられた。

排出量推計マニュアルについては、Q & Aを追加したことが事業者に歓迎された。今後は技術的手法の記述をさらに充実させつつ事業者にわかりやすく、使いやすくするとともに、Q & Aについても経験を踏まえて内容を充実させる必要がある。

データの集積が2年目になったので、異常値のチェックがしやすくなったが、まだ記入ミスなどが見られるので、さらに記入指導を進めるとともに、異常値のチェックのシステム化も検討する必要がある。

また、事業者により記入される業種名と、主要製造品等から想定される実際の業種とが必ずしも一致しないケースがあるので、各事業者が属する業種の特定方法を検討する必要がある。

### (3) 非点源排出量の推計

本年度は、非点源排出量として算定されることとなる裾切り未満の事業所からの排出量の推計に用いるため、取扱量についても事業所から報告を求めたところであるが、原単位の業種別・規模別のバラツキが大きく、十分な精度で推計するにはなお新たな工夫が必要と考えられた。今後は、推計手法をさらに検討する必要がある。

また、その他の排出源からの排出量の推計は、若干データが整備されたものもあったが、今後さらに情報を収集して精度の向上に努める必要がある。

#### ( 4 ) 集計・公表

今回は前回と同じような集計・公表方式を採用したが、これに対する国民の意見を踏まえて、よりわかりやすい集計・公表の仕方を検討する必要がある。その際、有害性との関係で各物質の排出量のデータをどのように解釈すべきか、という疑問に答えられるようにすることが望ましく、関係者間で理解の促進を図る必要がある。

また、アンケートによると、事業者からは個別情報の公表に慎重な意見や、報告の中に企業秘密が含まれているという回答も少なくなかったが、今般の法制化により、営業秘密の厳格な定義や申請方法が定められるとともに、個別事業所データについては営業秘密を除いて請求により開示するという仕組みが定められたので、これらの制度の内容を十分周知する必要がある。

#### ( 5 ) データの活用

P R T Rで得られる排出量等のデータは、国民、事業者及び行政がそれぞれの立場から利用できる貴重な情報源である。それぞれの立場でのデータの有効活用方策について、法に基づく集計・公表が行われるまでに十分検討していくことが重要である。